

防衛省設置法等の一部を改正する法律要綱

傍線部分は、令和五年三月十六日に施行することとする部分
二重線部分は、令和五年四月一日に施行することとする部分

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。（第六条関係）

第二 自衛隊法の一部改正

一 外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直すこと。（第八十四条の四関係）

二 自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備すること。（第百十五条の三関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等を行うこと。（第二十条及び第三十二条から第三十五条まで関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第三条から第六条まで関係）